

報告事項

令和5年6月
国土交通省鉄道局

JR東日本によるオフピーク定期券の導入

○ 昨年12月、国土交通大臣からJR東日本に対し、オフピーク定期券の導入のための運賃変更の認可。
本年3月より実施。

■ 認可内容（オフピーク定期券の実施概要）

【設定範囲】

・JR東日本電車特定区間内の駅を相互発着する区間

【設定時期】

・令和5年3月から令和9年度末までの間
期間終了までに混雑緩和等の効果検証を実施

【対象】

・Suica通勤定期券

【ピーク時間帯】

・駅毎に平日朝の通勤時間帯1時間30分を設定

【設定しようとする運賃】

・鉄道事業者の収入が制度導入前後と比較して増加しない範囲で設定
オフピーク定期券 ……ピーク時間帯からのシフトとなるよう、

改定前の通勤旅客定期運賃から約10%割引

通常の定期券 ……利用者の負担増を考慮し、

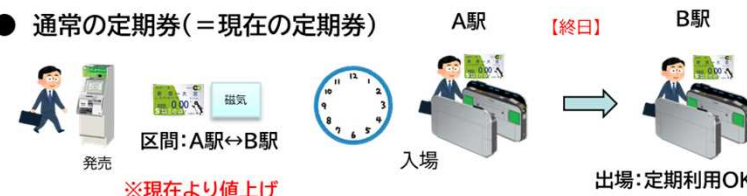
改定前の通勤旅客定期運賃から約1.4%値上げ

設定運賃額の例（電特區間20キロ（普通運賃310円区間）の1ヶ月通勤定期の場合）
改定前9,220円 →（改定後）オフピーク8,290円 通常9,340円

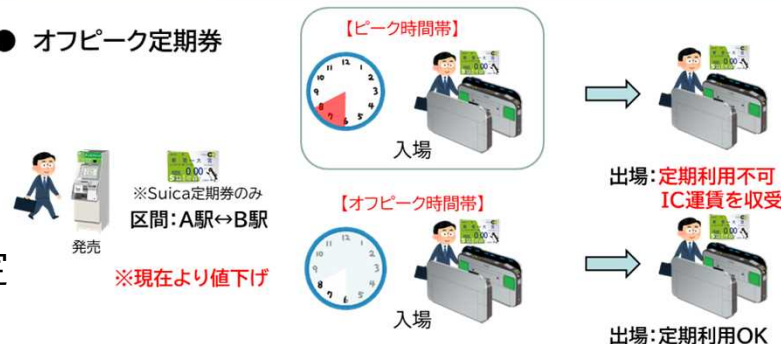
※鉄道駅バリアフリー料金除く

【オフピーク定期券導入後の利用イメージ】

● 通常の定期券（＝現在の定期券）



● オフピーク定期券



■ オフピーク定期券購入促進に向けたJR東日本の取組

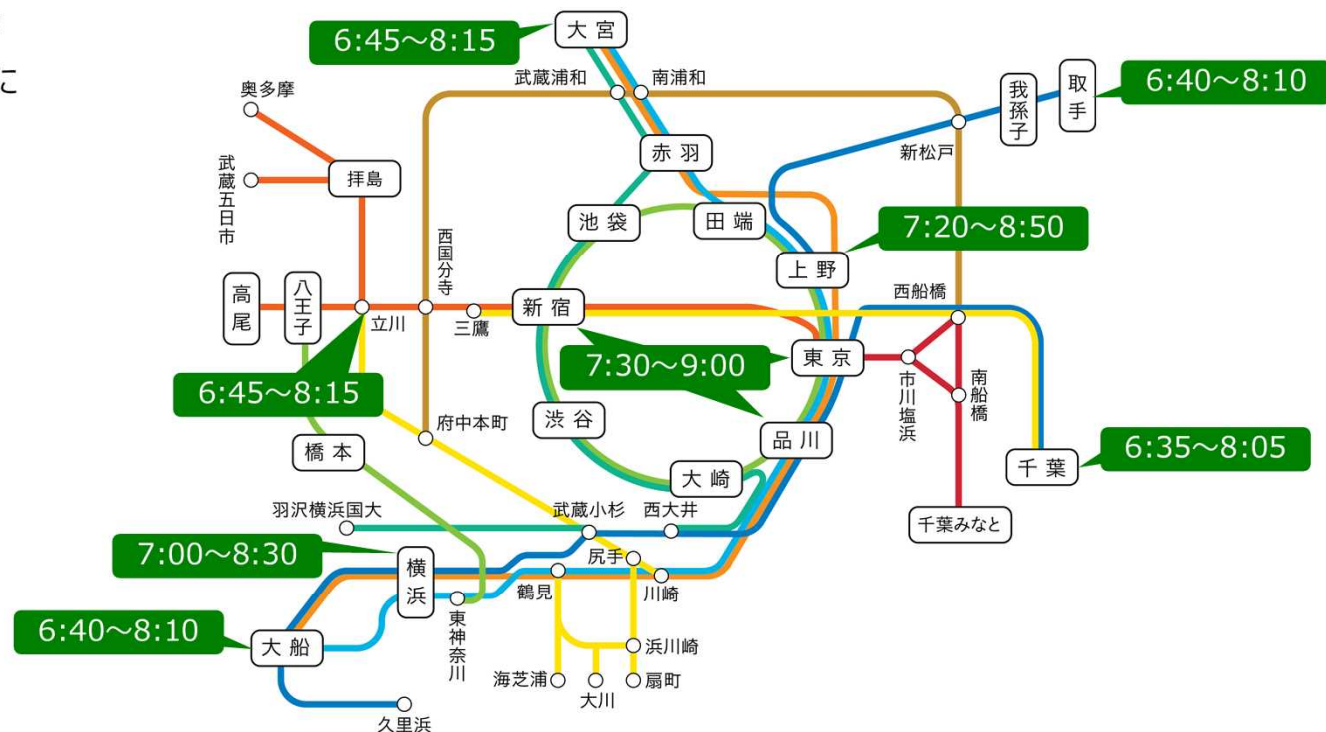
・ポスター、パンフレット等の交通媒体を中心とした利用者への周知に加え、経済団体、自治体、企業等に対して働きかけ。

■ オフピーク定期券の発売実績

・4月の発売状況: 約8万3千枚（対象範囲内における通勤定期利用者の**5.8%**）【目標17.2% ※令和6年度以降】

オフピーク定期券の対象範囲等

■ 主な駅のピーク時間帯
 ※ピーク時間帯は入場時に判定します。



■ 主な区間の運賃 (単位：円) ※記載の金額には、鉄道駅バリアフリー料金が含まれています。

区 間		通勤 1 箇月			通勤 3 箇月			通勤 6 箇月			普通運賃					
千 葉 大 船 取 手	改定前	19,430	オフピーク定期券	17,760 (▲1,670)	改定前	55,380	オフピーク定期券	50,630 (▲4,750)	改定前	93,270	オフピーク定期券	85,360 (▲7,910)	IC 改定前	649	IC 改定	659 (+10)
			通常の定期券	19,980 (+550)			通常の定期券	56,940 (+1,560)			通常の定期券	95,990 (+2,720)	磁気 改定前	650	磁気 改定	660 (+10)
立 川 大 宮 横 浜	改定前	14,170	オフピーク定期券	13,030 (▲1,140)	改定前	40,370	オフピーク定期券	37,120 (▲3,250)	改定前	67,980	オフピーク定期券	62,600 (▲5,380)	IC 改定前	473	IC 改定	483 (+10)
			通常の定期券	14,640 (+470)			通常の定期券	41,720 (+1,350)			通常の定期券	70,350 (+2,370)	磁気 改定前	480	磁気 改定	490 (+10)
上 野 新 宿 新 宿	改定前	5,930	オフピーク定期券	5,610 (▲320)	改定前	16,900	オフピーク定期券	16,000 (▲900)	改定前	28,460	オフピーク定期券	27,030 (▲1,430)	IC 改定前	198	IC 改定	208 (+10)
			通常の定期券	6,290 (+360)			通常の定期券	17,920 (+1,020)			通常の定期券	30,270 (+1,810)	磁気 改定前	200	磁気 改定	210 (+10)

- 本年4月、協議運賃制度を創設するための鉄道事業法の一部改正が公布。公布から6か月以内に施行。

■ 背景・必要性

- 路線バスについては、平成18年道路運送法改正により地域の関係者間で協議が調った場合に届出で運賃設定できる協議運賃制を導入し、コミュニティバスなど地域に根差した輸送サービスの提供に活用。
- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、**鉄道運賃**についても、**柔軟な運賃設定**を可能とすることが必要。

■ 概要

- **地域住民の生活のための旅客鉄道輸送**を行う区間に係る運賃について、**地域の関係者間の協議が調ったときは**、国土交通大臣への**届出**による運賃設定を可能とする。
 - ※ 地方公共団体が中心となって、事業者、地方運輸局長等と協議
 - ※ 協議運賃は、当該運賃の適用区間に係る適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない範囲で設定

(参考) 鉄道とバスの連携事例

- ・ JR四国及び徳島バスの共通運賃・通し運賃
 - ✓ バス区間のうち「阿南駅～浅川駅」間にJR乗車券類で乗車可能
 - ✓ 乗り継ぐ場合は、JRの通し運賃を適用（乗換時初乗り運賃が不要）

